

選挙啓発のあり方について

1 若者の政治参加の醸成について

選挙権年齢等の18歳への引下げ 公職選挙法（H28年6月19日）の改正により
H28年7月10日執行 参議院議員選挙から適用。

投票率（品川区）	H28 参院選	H28 都知事	H29 都議会	H29 衆院選
全体(A)	57.63%	60.05%	52.00%	54.70%
18歳(B)	64.50%	51.71%	50.80%	51.44%
(B)-(A)	+6.87	△8.34	△1.20	△3.26
19歳(C)	57.48%	47.27%	36.72%	42.40%
(C)-(A)	△0.15	△12.78	△15.28	△12.30

H28 参院選で「とにかく選挙に行ってみよう」という啓発を行い、10代の投票率を上げるという点では一定の効果があった。しかし、それ以降の選挙では10代の投票率がH28参院選より下がっている。今後は、自ら判断する力や行動する力を身につけるための啓発に、進歩させていく必要があり、出前模擬選挙を含め若年層を対象とした啓発に取り組む。

《若年層を対象とした啓発の取組》

- (1) 出前模擬選挙の実績 ※品川区明るい選挙推進協議会（以下、明推協）と協働
H26 に試験的に延山小学校で行う
H27 から本格始動

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	1	12	13	24	21
中学校	0	1	3	5	5
高校	0	2	1	0	0
育成会	0	0	1	0	0
計	1	15	17	29	26

※H30 は予定

出前模擬選挙スケジュール

《前日まで》

- ①学校と打合せ（スケジュールや候補者、選挙公約等を決める）
- ②選挙についての授業（学校が事前に行う）
- ③グループワーク（選挙公報の内容について討論を行う）

《当日》

- ④模擬投票（投票用紙はB P コートを使用、投票箱・記載台も実際のものを使用）
- ⑤振り返りの授業（学校が行う）

(2) 新有権者への取組

新有権者へのメッセージカードの送付（H27 以前は 20 歳にバースディカードを送付）

H28 2267 人（18 歳）

H29 2162 人（18 歳）

H30 2249 人（18 歳）、2470 人（19 歳） ※H30.3 現在

(3) その他（啓発）

① 選挙物品の貸出（小・中・高）H17 年度から実施

区長選挙等で実際に使用した記載台、投票箱等を貸し出し

H29 年度 貸出実績 13 件（中学校 12 校・高校 1 校）

② 区内イベント（区民まつり・成人式等）での啓発 ※明推協と協働

H29 年度 参加実績

たけのこ祭、福栄会まつり、品川エコフェス、品川福祉センターまつり

区民まつり（7 件）、品川納涼祭、品川宿場まつり、成人式

③ 立正大学学園祭での啓発 H28 年度から実施 ※明推協と協働

(4) 他自治体の例

① NPO 法人（ユースクリエイト等）と連携し選挙啓発（世田谷区、中野区等）

② 模擬選挙・ワークショップの実施（19 区）

③ 成人式での啓発活動（11 区）

④ 地域イベントでの啓発活動（12 区）

⑤ 選挙コンシェルジュ制度（愛媛県松山市）

2 障害特性に応じた合理的配慮

H25 年 5 月の公職選挙法改正により成年被後見人の選挙権が回復された。

また、H28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が法的義務として課されることとなった。

選挙管理委員会は、これまでも投票制度の改善を始め、多くの取組を進めてきた。今後、更なる投票環境の向上が求められている。

《障害者・高齢者の投票所の向上について》

(1) だれもが投票しやすい環境づくり（障害者・高齢者への投票所における配慮）

① 広報しながわ・ホームページへの掲載

② 投票事務ノート作成（障害者・高齢者への対応マニュアル記載）

③ 投票所掲示物への「ふりがな」表示

④ 段差是正スロープ設置

⑤ 貸出物品の案内表示

⑥ コミュニケーションボード

⑦ 筆談セット

⑧ 杖ホルダー

⑨ スベラナイト（すべり止めシート）

《H29 衆院選 投票事務ノートより抜粋 (P6-9) 》
 (期日前・当日投票の従事者全員に配付)

3 障害者・高齢者への対応

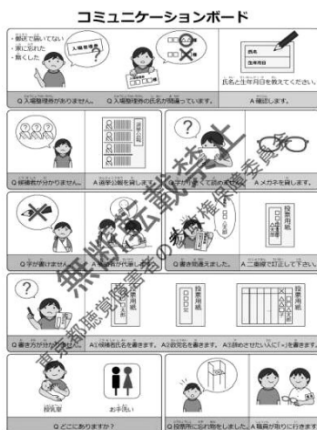
☆貸出物品として、点字器、ルーペ、老眼鏡、筆談用ホワイトボード、コミュニケーションボード、スベラナイト（滑り止めシート：文鎮の代用）、車いすを用意しています。案内表示ポスターを名簿対照係または相談係の机前面に掲示してください。



【コミュニケーションボードの活用】

投票所における代表的な照会と回答を記載しています。イラストを指差してコミュニケーションを図ります。

※筆談用ホワイトボードと一緒に活用してください。

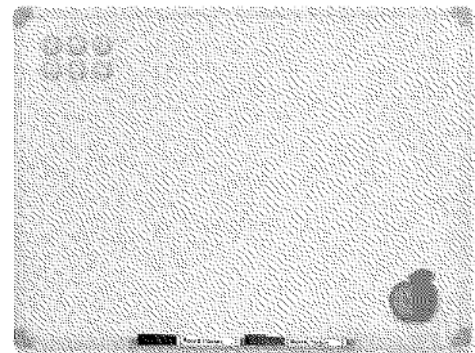


☆名簿対照係または相談係の机の上に置き
 すぐに提示できるように！

【筆談用ホワイトボードの活用】

文章は、短文の「ですます調」で書きます。書き終わったら、身振りを交えて読み伝えます。

※コミュニケーションボードと一緒に活用してください。



☆名簿対照係または相談係の机の上に置き
 すぐに提示できるように！

(1) 対応の基本

- ①相手の「人格」を尊重し、プライバシーに配慮してください。
- ②困っているかたには進んで声をかけてください。
- ③コミュニケーションを大切にし、柔軟な対応に心がけてください。

《注意点》

障害者や高齢者など体の不自由な選挙人に常時介護をしている家族でも、選挙の自由公正の確保と投票の秘密保持の観点から、投票の記載場所まで同行することはできません。

(2) 視覚障害者への対応

＜主な特徴＞

- ①投票所のような普段行かない場所は、一人で行動することが困難です。
- ②細かい字が読みにくい「弱視」と全く読めない「全盲」の方がいます。
- ③視覚障害者すべての方が点字を読めるわけではありません。

＜接し方＞

- ①声をかけるときは、そばに行って声をかけてください。その際は、必ず名乗るようにしてください。
- ②どのように誘導して欲しいかを確認し、誘導をする場合は、相手に自分の腕（肘あたり）をつかんでもらい相手の歩くペースに合わせてください。
- ③盲導犬や白杖に触れてはいけません。

＜支援ツール＞

点字版氏名等一覧、点字版選挙のお知らせ、点字器

(3) 聴覚障害者への対応

＜主な特徴＞

- ①片方の耳は聞こえる方と両方の耳が聞こえない方がいます。
- ②話すことはできて、相手の声が聞こえない方もいます。
- ③複数人で一度に話すと聞き取りが難しくなります。
- ④外見からは、聴覚障害者かどうか分からないことが多いため、声をかけたのに返事をしないなどと、相手に誤解されてしまうことがあります。

＜接し方＞

- ①コミュニケーションボード、筆談用ホワイトボードを使用して、支援が必要なことを確認してください。
- ②口の動きで言葉を読み取ることもあるのでマスクを外してください。
- ③ゆっくり話し、相手が理解したことを確認してください。
※会話が上手く出来ないからといって説明を省略しないでください。
- ④ゆっくり話す時は、1音1音区切らず“ことばのまとまり”で区切ります。

例「まっすぐ / おすすみください」

＜支援ツール＞

コミュニケーションボード、筆談用ホワイトボード

(4) 知的障害者への対応

<主な特徴>

- ①複雑な文章や会話の理解が不得手であり、未経験のことや状況の急な変化の対応が困難です。
- ②漢字の読み書きや計算が苦手なかたもあり、同じ質問を繰り返すかたもいます。
- ③外見や少し話しただけでは、障害を感じさせないかたもいます。

<接し方>

- ①家族やヘルパーさんなどと一緒に行動しているかたもいますが、まず本人に話しかけて、本人の自主性や意見を尊重します。
- ②「わかりやすく」「ゆっくり」「やさしく」「簡潔に」話しをしてください。
※絵や図、メモ、身振りなどを使って話しをしてください。
- ③パニック状態になり、大声をあげるなどした時は、強制的に制止せず、時間をおいて落ち着いたら対応してください。
- ④幼児に対するような話し方や態度はしないで、相手の年齢に応じたことばを使ってください。

<支援ツール>

コミュニケーションボード、筆談用ホワイトボード

(5) 高齢者への対応

<主な特徴>

- ①歩行が困難な方や難聴、弱視の傾向がある方がいます。また、認知症で介助が必要な方もいます。

<接し方>

- ①高齢者が抱えている障害に対して、適切な対応をしてください。
- ②家族の介助ありで投票所にくることもあるため、投票所内での介助が必要かどうか尋ねるようにしてください。
- ③混雑等により、待たせてしまう場合はいす等を用意するなどの配慮をしてください。
- ④難聴かつ弱視というように、障害が重複している方もいます。その場合は、「視覚障害者」と「聴覚障害者」のかたへの対応方法を組み合わせるなど、その方の状況におうじて臨機応変に対応してください。
- ⑤認知症の方は「驚かせない」「急がせない」「自尊心を傷つけない」という点に注意して接してください。
- ⑥認知症の方に説明するときは、指示的にならないよう「～していただけませんか」などお願いするような表現で穏やかに説明してください。

<支援ツール>

老眼鏡・ルーペ、文鎮、コミュニケーションボード、筆談用ホワイトボード、クリアケースに入っている氏名等一覧、車いす

4 代理投票

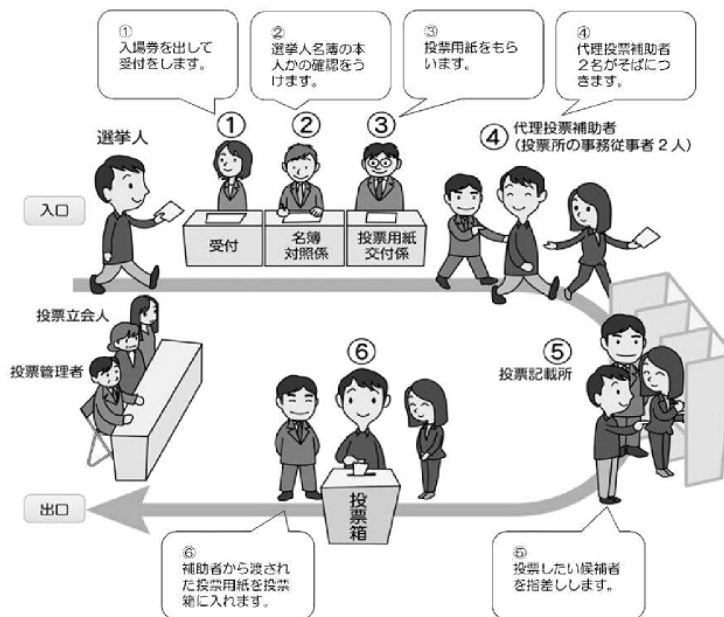
※速やかに主任に連絡

<対象>

心身に障害があるか、または字の読み書きができないため投票用紙に候補者の氏名を書くことができない選挙人です。

<手続き方法>

投票管理者に申請すると、事務従事者から補助2名が定められます。1名は選挙人の指示に従って、投票用紙を記入し、もう1人はその指示どおりに記載されていることを確認してください。＊【投票録記載事項】(選挙人氏名と補助者2名の氏名)



《留意事項》

選挙人の介助者は、代理投票において補助者となることはできません。

また、記載所で選挙人本人の意思確認等を行うなど投票手続きに関与することはできません。

<注意点>

意思確認に時間を要することがあります。基本的には、本人が意思表示をするまで待つ以外はありませんが、長時間および他の選挙人の円滑な投票に支障を及ぼす場合は、一旦投票事務に支障のない場所で待つか、出直してもらう対応をしてください。

5 点字投票

※速やかに主任に連絡

<対象>

視覚に障害があり、点字器を使用できる選挙人です。

<手続き方法>

視覚障害のある選挙人が点字による投票を申し出たときは、主任に連絡し、主任から点字投票用紙を交付してください。(バロットからは交付しません。)事務従事者が補助者として1名つき、投票所内を誘導します。投票の際には、点字器に投票用紙をセットし(裏にして挟みます)、打ち始める位置を指示してください。(点字は右から左に打ちます)＊【投票録記載事項】(点字により投票した人数)